

「しずおか子育て優待カード」について

平成29年4月より、全国の店舗・施設での優待カードの相互利用が可能となりました。

※全国共通マーク（コソダテのマーク）が入ったしずおか子育て優待カードを提示することで、県外の協賛店舗・施設で応援サービスを受けることができます。

しずおか子育て優待カードとは！？

○18歳未満の子どもを持つ保護者または妊娠中の方に、「しずおか子育て優待カード」をお渡ししています。（右図）



◎「しずおか子育て優待カード」事業は、静岡県と県内市町が協働して取り組んでいる事業です！18歳未満の子どもを同伴した保護者又は妊娠中の方が、お買物や飲食などの際に、優待カードを協賛店舗・協賛施設で提示すると、店舗・施設ごとに決められた「応援サービス」を受けることができます。

（妊娠中の方はあわせて母子手帳を提示してください。）

○平成29年4月より、県外の協賛店舗・施設で応援サービスを受けることができるようになりました。

※全国マークの入っていない優待カードを使う場合、東伊豆町及び静岡県内の店舗・施設では引き続き応援サービスが受けられますが、県外の店舗・施設ではサービスが受けられなくなります。従来のカードを使って県外の店舗・施設でサービスを受けるには、カードと一緒に全国共通マーク（デジタルパスポート）の提示が必要になります。

【全国共通マーク】

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/zenkoku-mark1.html>



どこのお店が協賛しているの！？

○県内の協賛店舗は、右のステッカー等を掲示しているお店です。県のホームページで、協賛店舗をご覧いただけます。カードの表面のQRコードをカメラ付きの携帯電話で撮影すると、簡単に検索できます。

【しずおか子育て優待カード事業協賛店舗検索システム】

<http://www.pref.shizuoka.jp/m/>



利用にあたってのお願い

○優待カードは、「地域ぐるみの子育て支援」「親子のふれあい」など、温かな心の通い合いを目的としています。

○「応援サービス」は、協賛店舗・施設の善意と協力によるものです。ルールを守って、みんなで気持ちよく、優待カードを利用しましょう。

担当 住民福祉課子育て支援係
電話 0557-95-6204